

神戸市医療的ケア児保育支援事業補助金等交付要綱

令和3年4月1日 こども家庭局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下、「特定教育・保育施設等」という）において、日常的に医療的ケアが必要な児童（以下、「医療的ケア児」という）を受け入れるための体制整備に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 補助事業等の対象となる者（以下、「補助事業者」という）は、「神戸市医療的ケア児保育支援事業実施要綱」（令和3年4月1日こども家庭局長決定）に基づく事業（以下、「支援事業」という）を実施する特定教育・保育施設等とする。

2 ただし医療的ケア児が不在になって2年が経過した翌年度以降の施設は除く。

(対象経費)

第3条 補助事業等の対象となる経費は、補助事業者等が当該年度内に支援事業を実施するために要する費用のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1)事業運営費
- (2)事業の実施に資する研修にかかる経費

(補助金等の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げるものとする。

- (1)前条第1号に定める経費
 - 1 施設あたり年額5,290千円を上限とする。
- (2)前条第2号に定める経費
 - 1 施設あたり年額144千円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金規則第5条第1項および同第3項に基づき補助金の交付を申請するときは、市長が指定する期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 第3条第1号に定める経費については、前号に加えて、雇用契約書、労働条件通知書等の看護師の雇用が確認できる書類及び物品購入等をした場合などはその経費の支出を確認できる書類
- (3) 第3条第2号に定める経費については、第1号に加えて、事業の実施に資する研修を実施又は参加したこと及びその経費の支払いが確認できる書類

2 やむを得ない理由により、当該期日までに前項の申請書が提出できないものと市長が認めた場合

はこの限りではない。

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金等不交付決定通知書(様式第3号)をもって申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

(補助事業等の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者等に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 第4条第1号の補助金について交付決定を受けた者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、当該補助事業等の完了後10日以内に、補助事業等実績報告書(様式第8号)に補助事業に係る収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、補助金額等確定通知書(様式第9号)により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略するものとする。

(交付の時期)

第10条 市長は、補助金の交付額の確定後、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定に係る事業の完了の前に、補助金交付決定額の全部または一部について概算払いすることができる。

(補助金等の請求)

第11条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等請求書(様式第10号)を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、

速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

（精算）

第 13 条 市長は、第 10 条第 2 項の概算払いを行った場合において、確定額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

- 2 補助事業者は、市長から前項の請求があった時は、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

（支出書類の保管等）

第 14 条 補助金の交付を受けた事業者は国の会計検査等に対応するため関係書類を 5 年間保管し、誠実に対応しなければならない。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

補助金等交付申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所

法人名

施設名

代表者職・氏名

下記補助金等の交付について、申請します。

記

補助事業等の名称	神戸市医療的ケア児保育支援事業		
補助事業等の期間	着手（予定）年月日	年	月 日
	完了（予定）年月日	年	月 日
対象経費の区分 （申請する区分に○）	(1)事業運営費 (2)研修費		
補助金等の額	円		
算出の基礎	対象経費 円 ※別記収支予算書の支出の部と一致すること。		
添付書類	看護師の雇用が確認できる書類（雇用契約書、労働条件通知書、辞令の写し等）及び物品購入等をした場合などはその経費の支出を確認できる書類		

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

補助金等交付決定通知書

（ 公 印 省 略 ）

第 号

令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	神戸市医療的ケア児保育支援事業
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業等交付申請書に記載のとおり
補助金等の額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">補助事業者等は、補助金規則及び補助金等交付要綱に従うこと。上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

補助金等不交付決定通知書

（ 公 印 省 略 ）
第 号
令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

- 1 補助申請事業等の名称
- 2 不交付とした理由

補助金等交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所

法人名

施設名

代表者職・氏名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業等の名称	神戸市医療的ケア児保育支援事業	
変更の理由		
補助事業等の期間	着手(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
補助金等の額	(円) 円	
算出の基礎		
添付書類		

(注) 表中、変更前の内容は上段に（ ）書き、変更後の内容は下段に記入する。

補助事業等中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所

法人名

施設名

代表者職・氏名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業等の名称	神戸市医療的ケア児保育支援事業
中止（廃止）の理由	

補助金等交付決定変更通知書

（ 公 印 省 略 ）

第 号

令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	神戸市医療的ケア児保育支援事業	
補助金等の交付対象事業 及びその内容等		
補助金等の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件		

補助事業等中止（廃止）承認通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	神戸市医療的ケア児保育支援事業
交付決定日・番号	年 月 日付 第 号

補助事業等実績報告書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

法人名

施設名

代表者職・氏名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記の事業について、その実績を報告します。

記

補助事業等の名称	神戸市医療的ケア児保育支援事業	
補助事業等の期間	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
事業実施に要した経費	円	
(上記のうち、補助対象経費)	(円)	
事業実施に要した経費 ・補助対象経費の算定根拠		
補助金等の額	円	
添付書類		

別記

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円) 円	
計	(円) 円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円) 円	
計	(円) 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助金額等確定通知書

（ 公 印 省 略 ）
第 号
令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金等の額を確定したので通知します。

記

補助事業等の名称	神戸市医療的ケア児保育支援事業
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	
補助金の確定額	円
備考	

補助金等請求書

請求金額	円
補助事業等の名称	神戸市医療的ケア児保育支援事業

上記のとおり、補助金等を交付されたく請求します。

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所
法人名
施設名
代表者職・氏名
電話番号

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	1. 普通	2. 当座 その他（ ）
口座番号		
口座名義（カナ）		

（注）口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。口座名義が異なる口座への振込となる場合は、受領委任状（様式第12号）を提出すること。

補助金等交付決定取消通知書

（ 公 印 省 略 ）

第 号

令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業等の名称	神戸市医療的ケア児保育支援事業
補助金交付決定額	円
補助金取消額	円
既交付済額	円
補助金返還額	円
取消しの理由	

受領委任状

令和 年 月 日

神戸市長 宛

(委任者) 住 所

法人名

施設名

代表者職・氏名

印

私は、下記1受任者を代理人と定め、下記2の補助事業等に係る下記3の金額の受領を委任します。

記

1. 受任者

住 所		印
団 体 名		
代表者職・氏名		

2. 補助事業等の名称

神戸市医療的ケア児保育支援事業

3. 受領委任する金額

金 _____ 円

4. 振込先口座

金 融 機 関 名	銀行	支店	
預 金 種 目	1. 普通	2. 当座	その他 ()
口 座 番 号			
口座名義 (カナ)			